

○議長（茅沼隆文）

次に、日程第5 報告第4号 専決処分の報告について（開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて）を議題といたします。

説明を担当課長に求めます。

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

それでは報告第4号について、御説明をさせていただきたいと思います。

まずこちらの報告第4号につきましては、専決処分という形での条例改正の手法をとってございます。これにつきましては、地方税法の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）が、第196回国会で平成30年3月31日に可決し、同日公布されたことに伴い、平成30年度の課税に係る、特に急を要するものについて地方自治法第180条第1項の規定により報告第4号を開成町税条例（昭和50年条例第14号）の一部を改正する条例として平成30年3月31日に専決処分をしたところでございます。

この専決処分につきましては、施行期日までの間が7日以内となったため、町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号第3号）の規定に基づきまして専決処分事項として手続をしたものでございます。

また、条例中の三省法令の条項ずれに伴う引用する規定を整理するため、同条例第2号の規定に基づきまして、あわせて専決処分事項として手続をしたものでございます。

それでは報告第4号について、朗読をさせていただきます。

報告第4号 専決処分の報告について（開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて）。

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

平成30年4月24日提出、開成町長、府川裕一。

それでは1枚をおめくりください。専決処分書になります。

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成30年3月31日、開成町長、府川裕一。

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）の施行に伴い、開成町税条例（昭和50年開成町条例第14号）の一部を改正する必要が生じたので、別紙のとおり、開成町税条例の一部を改正する条例を制定する。

法改正の内容としましては、今回の改正の条例の中の附則の中で定めてございますが、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対する課税する固定資産税と土地の場合になりますが、この負担調整措置の現行の仕組みを平成30年度から平成32年まで3年間延長するものでございます。こちらにつきましては、従来からある

制度につきまして3年間の延長をするというものでございます。

それでは1枚おめくりください。条例を読みあげさせていただきます。

開成町条例第14号、開成町税条例の一部を改正する条例。

開成税条例（昭和50年開成町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。というものでございます。具体の改正内容等につきまして、説明をさせていただきます。

まず第19条の特定附帯設備の納税義務者に、こちらにおきまして、地方税法施行規則の条項を引用してございますが、平成29年12月18日総務省令第81号により条項ずれが生じており、引用する条項に係る規定を整理するものでございます。

続きまして、附則のところの改正でございます。こちらにつきましては、先程御説明をさせていただきましたとおり、固定資産税の土地の課税の負担の調整措置を定めてございます。この負担調整措置というのは、別名、激変緩和措置とも申してございまして、評価替え等によって、固定資産の評価額が上昇したりした場合、急激に固定資産税額が増えるものを抑えるための激変緩和措置として定められております。負担調整措置は従来より継続しているものでございますが、この期間を3年間延長して、平成30年度から平成32年度までの課税に適用させようとするものでございます。

表の下線部分を朗読させていただきます。

平成30年度から平成32年度までの各年度の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置といたしまして、項番の7番、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）の附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は適用しないとするものでございます。

附則でございます。施行期日。1、この条例は平成30年4月1日から施行する。2、固定資産に固定資産税に関する経過措置でございます。改正後の附則第7項の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度以前の年度分の固定資産税については、なお従前の例による。としているものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑がある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、報告第4号 専決処分の報告について（開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて）を終了いたします。

